

「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令案」及び「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令案」に係る意見募集の結果について

令和6年7月
厚生労働省医薬局
監視指導・麻薬対策課

標記について、令和6年5月24日から同年6月22日まで御意見を募集したところ、計4件の御意見をいただき、うち1件は本件とは直接関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する当省の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

	御意見の概要	御意見等に対する考え方
1	物質⑩を特定麻薬等原料に指定する政省令案が示されているが、水和物も対象となるか。 また、四・四ピペリジンジオール塩酸塩のようなジオール型も対象となるか。 対象とするのであれば、政令上の名称をそれとわかるようにしていただきたい。	ご質問にある、四・四ピペリジンジオール塩酸塩については、物質⑩の水和物塩酸塩です。 本改正により、条文では「ピペリジン-4-オン及びその塩類」と規定するため、当該「四・四ピペリジンジオール塩酸塩」はピペリジン-4-オンの塩類にあたります。 また、一般に、ジオール型と水和物は平衡状態となっており、化学構造の基本的相違を伴わないことから、これらは「ピペリジン-4-オン及びその塩類」として規制対象になります。
2	物質⑧及び⑩について、50%以上の濃度規定など、ある一定の免除規定を設けていただきたい。	物質⑧及び⑩を含む、本改正で麻薬向精神薬原料として指定予定の計9物質については、本改正「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令」により、50%以下の割合で含有するものについては、法律の適用から除外することとしています。
3	海外では医薬品として向精神薬の代わりに副作用の少ない薬の代用として使用されているものなのに、取り締まるのはいかがなものでしょうか。	どの物質に関する御意見か定かではございませんが、今回の規制物質は、日本国において依存性・毒性について検討を行ったものや、国際条約により世界的に規制されることとなったものであり、本改正により麻薬等として規制することは適切であると考えます。